内閣委員会)

道路交通法の一部を改正する法律案 (閣法第三八号) (先議) 要旨

本 . 法 律 案 ば 最 近 に お け る道 路 交通 をめ ぐる情勢 に か んが み、 高 龄 運 転者が安全に 運 転 を継続 できる道 路

交 通 環 境 を 整 備 すること等に より、 交通 の 安全を確 保 しようとするも の で あり、 そ の 主 な内容は 次 の とお

1)

である。

高 낡 運 転 者 等に 係 る 駐 停 車 規 制 の 特 例 に 関 す る 規 定 の 整 備

1 高 龄 運 転 者 等 標 章 を 掲 示 し た 普 通 自 動 車 は、 駐 車 又 は 停 車 が 禁 止 さ れ て L١ る 道 路 の 部 分のうち道 路 標

識 等 に ょ IJ 指 定さ れ て しし る も の に つ しし て ば 駐 車 又 は 停 車 を す ること が で ㅎ る。

2 都 道 府 県 公 安 委員 会は、 道 路 標 識等 に ょ ij 時 間 制 限 駐 車 \overline{X} 間 を 高 龄 運 転 者等標 章 を掲示した同 _ の

普 通 自 動 車 に 限 IJ 引き続き駐車することができる道 路 の X 間 ع て指定することができる。

3 高齢運転者等標章の譲渡し及び貸与を処罰する。

_ 車 間 距 離 保 持 義 務 違 反 に 係る法定刑 の 引 上 げ

高 速 自 動 車 国道又は自動車 中専用道 路 に お ١J て車 十間距 離保持義務に違反する行為をした者に係る法定刑を

引き上げる。

三、地域交通安全活動推進委員に関する規定

地 域 交通安 全 活 動 推 進 委員 の 活 動 ビ 高齢者、 障害者その他その 通 行 に 支障の ある者の 通行の安全を

の

整

備

確 保するため の 方法につ ١J て 住 民 の 理解 を深める た め の 運 動 の 推 進 を 加 え る。

四 高 龄 運 転 者 標 識 表示 義 務 の 当 分 の 間 に お け る 適 用 除 外

七 十 五 歳以 上 の 者は 高 鮗 運 転 者 標識 を 付 け な しし で 普 通自 動 車 を 運 転 し ては ならないとする規定は、

の間、適用しない。

五、施行期日

の 改 正規 定は、 公 布 の日から起算して一 年 を超えない 範 囲内に おい て政令で定める日、二及び三の改

正 規 定は、 公 布 の日から起算して六月を超えない 範 囲 内 に おいて政令で定める日、 四の改正規定は、 公布

の日から施行する。

当分